

今年10月に、名古屋で重要な国際会議が開かれる。COP10とMOP5という国連レベルの会議だが多くの市民にとっては馴染みが薄い。一体何のために、何故開かれるのか、何がその課題なのかを要約する。

### ● COP10・MOP5は何故行われるか

COP10は「第10回生物多様性条約締約国会議」、MOP5は「第5回遺伝子組換え生物の取り扱いに関するカルタヘナ議定書締約国会議」の省略である。何のためにこんな会議があるのか。話は1970年代に遡る。1970年代といえば、世界の先進諸国がこぞって石油や原発を利用し、高度経済成長に突入した時代である。その結果、世界各地で大気汚染や土壌汚染、海洋汚染などが頻発し、多数の被害者が続出し、世界的な環境問題が噴出した時代でもある。同時に、豊かな生活を目指し、森林資源や海洋資源の乱開発とモノカルチャーが進んだ時代でもある。その結果、地球規模の被害が深刻になり、有名なローマクラブの「成長の限界」が発表されたのも1972年である。心ある人々が地球と人類の未来を憂い、このままでは人類の将来が危うくなる、と訴えた。地球環境の悪化の影響は地球上の3000万種と言われる生物の絶滅速度に顕著に現れた。1970年代、年間の絶滅種数は1000種程度と云われたが、現在はその10倍、年間10000種以上が地球上から消えている。こうした事実を背景に、1972年にはストックホルムで「国連人間環境会議」が開かれた。これが全ての始まりである。しかし、こうした懸念が具体的形になったのはようやく1992年になって「環境と開発に関する国連会議（通称リオサミット）」が開かれてからである。それを土台に、1993年に「生物多様性条約」、1994年には「地球変動枠組み条約（通称、温暖化防止条約）」が提起された。遺伝子組換え作物が初めて商業栽培されたのは1996年だが、人間が遺伝子操作した生物の環境への悪影響を防止するために、特別に「カルタヘナ議定書」として独立に扱うことになったのは2000年になってからである。

COP10、MOP5ではこれらの条約を具体化し、各国がどう対処すべきかを議論する。COPとMOPの特徴は、各国の政治家に加えてNGOもそれに参加し意見を言うチャンスが与えられることである。

### ● COP10・MOP5の課題

生物多様性保護が人類にとって大切であることに異論をはさむ人はいない。しかし、これが国際条約となると、話は別である。COP10の大きな課題の一つは「遺伝資源の利用で得られる利益の公正・公平な配分（ABSと呼ばれる）」である。これは何のことがか。現在、先進国は制癌剤や糖尿病の薬などを開発し商品化して、世界で莫大な利益をあげているが、元はといえば多くの場合、途上国の先住民などが昔から民間薬として利用してきた動植物の成分を研究し、それから抽出や合成を行い、それを特許にしたものである。途上国の人々はこれを「バイオパイラシー（生物学的海賊行為）」と呼んでいる。特許は20年間有効なので、途上国の人々は自らの開発権限を奪われ、高い特許料を払って先進国から買う羽目になり、南北格差はますます広がることになる。これを解消するために、先進国の獲得した利益を生物資源の原産国にも配分しよう、というのがABSである。当然先進国と途上国の利害は対立する。因みにアメリカはこれが国益に反する、として先進国で唯一生物多様性条約に加盟していない。MOP5に関して言えば、遺伝子組換え生物が悪影響を及ぼした場合の「責任と修復」が課題である。それは、例えば今、国内では除草剤で死なない「遺伝子組換えナタネ」がナタネ輸入港（名古屋港や四日市港など）周辺で勝手に自生しており、国内の農業や環境を脅かす事態になっている。この責任を誰がとり、どのようにして悪影響を排除するか、が問題である。車などの工業製品では「製造物責任法（PL法）」があり、欠陥車を販売すれば製造企業の責任が問われるが、遺伝子組換えナタネなどの場合、誰が責任を取るのかさえ決まっていない。NGOはモンサント社などの製造者の責任を明記するようもとめるが、国は曖昧である。アメリカは、MOPにも勿論加盟していない。こうした状況下で、日本政府が如何に条約の具体化を実現しとめるか、その力量が試されるのがCOP10・MOP5である。（河田）